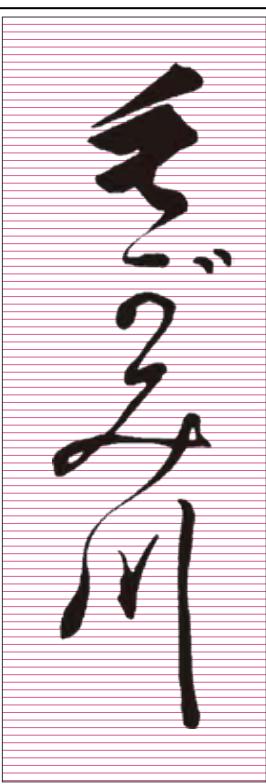


迎春



2026
No.99

県営農地整備事業西興野地区

〈 目 次 〉

理事長あいさつ	2
令和7年第1回臨時総代会、第44回山形県土地改良大会	3
令和6年度決算報告(収入・支出)、財産目録	4
長期借入金償還状況、賦課金(是認)一覧	5
水土里ネット掲示板 (改良区からのお知らせ)	6~8

理事長あいさつ



理事長

新年明けましておめでとうございます。組合員の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこと、心からお慶び申し上げます。また、日頃より本区の業務運営並びに事業の推進にご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申上げます。

さて、昨年は各地で記録的な少雨・高温が続き、取水不足により水管理に苦慮された地域も多く見られました。しかししながら、本区では幸いにも安定した水の供給を維持することができました。これはひとえに平成七年、建設省(当時)直轄事業として完成した「さみだれ大堰」による恩恵が大きく、改めて本区・大町溝・日向川土地改良区の先人たちの水不足解消に向けた「さみだれ大堰」建設にかけたご労苦に対し深く感謝申上げます。これにより、最上川からの安定的な取水が可能となり、米づくりの生産性向

上や地域農業の安定に多大な寄与をしております。

また、同時並行的に進められた国営事業「最上川下流左岸地区かんがい排水事業」では、第一期・第二期に分けて水路のコンクリート改修が行われ、平成二十三年に完了いたしました。これにより水路内の流水に対する摩擦抵抗が軽減され、末端部まで用水が速く安定的に行き渡るようになりました。さらに現在、受益面積が国営事業の要件（五百六十超）を満たさなかつた水路を対象に、県営事業として四ブロックに分け改修工事を継続しております。こうした長年にわたる水を安定的に供給する投資を積み重ねてきましたからこそ、昨年の干ばつの中でも安定した水供給を可能にしたものと評価しております。

一方で、近年頻発する大雨・豪雨による湛水から水田作物を守るため、排水機場の更新事業も進めております。

令和六年七月の豪雨時には、新しく整備された各排水機場を稼働して対応いたしました。以下はあくまで想定ではありますが、旧機場稼働時と比較すると、毒蛇排水機場では約16時間、中央排水機場では約46時間排水時間が短縮されたことになり、施設更新の効果が見て取れます。

「県営農村地域防災減災事業 最上川下流左岸（京田川）地区」は、国営事業が計画通りの効果を上げることが出来るよう国営事業と一体のものとして整備し、関連地区の排水能力を向上させるものです。今年度は、「家根合排水機場」の建設工事を引き続き実施しており、落合・西袋地区の排水機場も順次着工し、令和十一年度に完成する予定です。

「原當土地改良事業 京田川地区農村地域防災減災事業（用排水施設整備事業）」も、国営事業同様、湛水被害を軽減するために排水能力を向上させる事業です。令和六年度に「長沼排水機場」が完成し、今年度は導水路工事を引き続き実施しております。

このほか、本区で今年度に実施する事業について申し上げます。

「原宿水和施設等保全高度化事業（農地集積促進型）」では、「町堰地区」、「長沼堰地区」の二地区で引き続き改修工事を実施しております。「堀野地区」は、令和九年度の事業採択に向け引き続き調査計画を進めております。

「県営農地整備事業」の「常万地区」は引き続き地下かん

がい工を行つております。「西興野地区」では、昨年度に引き続き区画整理を実施しております。また、昨年度、事業採択された「狩川東部地区」は引き続き実施設計を進めております。

さて、昨年は農家の手取り米価が上がり、生産者にとっては明るいきざしが見られた一年でもありました。しかしながら、国際情勢や物価上昇の影響などで、生産資材やエネルギーコストの負担は依然として重く、決して楽観できる状況ではありません。一方、消費者米価が高騰することでの消費者の米離れも心配されます。今後は、生産者が安心して営農を続けられるよう、また消費者にとっても無理のない価格で安全・安心な米を届けられるよう、双方にとつて持続可能な米価形成のあり方を関係機関とともに摸索していく必要があります。

むすびに、これまで本区の基礎を築き上げてこられた先人への感謝を忘れず、職員一同、将来を見据え、組合員各位に有益な事業の運営に努めてまいります。本年も特段のご理解とご協力ををお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。

令和7年 第1回臨時総代会

去る令和7年9月1日、本区大會議室にて令和7年第1回臨時総代会を開催いたしました。
総代現数 54名のうち 42名が出席し、議長に八栄里地区選出の富樫正博総代が選任され、田澤理事長の挨拶後、下記議案が慎重審議され全議案とも原案通り承認、可決されました。

【令和6年度】

承認事項

総認第3号 令和6年度最上川土地改良区費収入支出決算書、財産目録、事業報告書承認について

報告事項

報告第2号 監査報告について

【令和7年度】

議決事項

総議第9号 最上川土地改良区規約の一部改正について

総議第10号 債務負担契約について

総議第11号 令和7年度最上川土地改良区費収入支出第1回補正予算について



議長の富樫正博総代



採決の様子

第44回 山形県土地改良大会

令和7年10月31日、山形テルサにおいて第44回山形県土地改良大会が行われました。席上では、これまで長年にわたって土地改良事業に貢献してきた方々の表彰がなされ、本区からは役職員あわせて4名の方々が土地改良事業団体連合会会長表彰を受賞されました。

大会後、山形県立置賜農業高等学校の生徒が「ダリア普及拡大への挑戦」、「水田への牛の消化液散布による堆肥効果の実証」と題した2つのプロジェクト発表の他、進藤金日子参議院議員による国政報告と特定非営利法人いわて地域づくり支援センター常務理事の若菜千穂氏による基調講演がおこなわれました。

土地改良事業功労者表彰 土地改良事業団体連合会会長表彰

齋藤 敦理 事
遠田 聰 総括監事
後藤 直人 工務係長
山口 恵利 庶務係主事

おめでとうございます！



土地改良事業団体連合会会長表彰の様子

令和6年度 決算報告(収入・支出)

収入(財源)		(単位:千円)
土地改良事業	収入	394,307
経常賦課金		371,934
特別賦課金		12,493
転用決済金		6,161
負担金収入		3,719
附帯事業	収入	1,168
基本財産運用収入		401
特定資産運用収入		2,318
その他固定資産運用収入		2,505
補助金収入		154,573
業務受託料収入		42,151
雑収入		5,977
借入金		33,300
特定資産取崩		48,571
固定資産売却収入		308
繰越金		179,849
合計		865,428

※ 1 事業に対する国県市町からの補助金

※ 2 ほ場整備事業地元負担金の借入金

※ 3 資産積立金からの繰入

借入先	借入事業名(借主)
日本政策金融公庫	県ぼ家根合(家根合地区)
	県ぼ常万(常万地区)
	県ぼ西興野(西興野地区)
	県ぼ狩川東部(狩川東部地区)
JA あまるめ	県ぼ最上川(堀野工区)

支出(費用)		(単位:千円)
土地改良事業	支出	261,586
維持管理費		165,519
事業費		51,803
受託業務費		44,264
一般管理費		157,727
運営事務費		149,671
事務所費		8,056
土地改良事業負担金		60,265
県営水利施設整備事業		17,485
基幹水利事業		5,300
農村地域防災減災事業		4,180
ほ場整備事業		33,300
借入金返済		90,864
支払利息		305
固定資産取得支出		2,975
特定資産積立		106,594
雑収入		93
繰越金		185,019
合計		865,428

※ 4 返済の資金は、賦課金と繰越金を充当。

※ 5 中長期計画に基づき、国営事業、県営かんがい排水事業の施工を予定しており、これら事業の負担金や事務所敷地内施設の改修、自動車購入時の支払い等に充てるため積立し、賦課金額に変動が無いようにしています。

※ 6 次年度の賦課金が納入されるまでの運営資金や県営ほ場整備事業の償還に充てる資金も含まれます。

財産目録

(令和7年3月31日現在)

資産の部	
科目	金額
1 流動資産	290,007,937
現金及び預金	196,473,727
未収賦課金等	1,627,788
※ 1 短期未収金	90,911,572
前払金	994,850
2 固定資産	3,195,975,354
(1) 基本財産	118,170,915
(2) 特定資産	2,647,798,591
土地改良施設及び施設用地	1,342,331,509
受託施設使用収益権	61,687,762
積立資産	1,243,779,320
(3) その他固定資産	430,005,848
建物	46,915,360
機械及び装置車輛運搬具	6,222,580
器具備品ソフトウェア	3,518,336
長期未収賦課金	5,564,658
建物共済積立金	18,149,737
長期前払金	349,065,327
その他固定資産	569,850
資産合計	3,485,983,291

※ 1 短期未収金(90,911,572円)について

令和6年度の工事等に対する国・県・市町からの補助金・助成金・受託料などです。

※ 2 未払金(101,541,861円)について

令和6年度分の工事代金等です。

※ 3 短期借入金(5,929,512円)について

令和7年度内に返済する金額です。

※ 4 公庫資金等長期借入金及び平準化資金借入金(233,144,139円)について

令和8年度以降に返済する金額です。

負債の部	
科目	金額
1 流動負債	108,295,856
※ 2 未払金	101,541,861
預り金	824,483
※ 3 短期借入金	5,929,512
2 固定負債	330,743,393
※ 4 公庫資金等長期借入金	231,394,139
※ 4 平準化資金借入金	1,750,000
各種引当金	97,599,254
負債合計	439,039,249

正味財産の部	
科目	金額
1 指定正味財産	903,242,591
2 一般正味財産	2,143,701,451
正味財産合計	3,046,944,042
負債及び正味財産合計	3,485,983,291

令和6年度決算報告
のグラフはこちらから
ご覧いただけます。

ホームページにも
掲載しております。



長期借入金償還状況

令和8年1月1日 現在

(単位:円/10a)

区分 賦課別 事業別	関係 市町	令和7年度 賦課金	① 令和7年度 公庫・農協 への 償還元利金	② 令和7年度 定時償還 (12月5日) 後の残元金	③ 賦課 最終年度 (予定)	備 考
県営最上川地区ほ場整備	8-4 事業区 堀野工区	庄内	0	1,457	339	R2
県営家根合地区ほ場整備	庄内	4,200	3,893	10,551	(R9)	
県営常万地区ほ場整備	庄内	3,500	73,495	42,957	(R28)	
県営西興野地区ほ場整備	庄内	4,000	310	193,527	(R30)	
県営狩川東部地区ほ場整備	庄内	4,000	14	14,800	(R33)	

※全工区・全地区共通事項

- 滞納賦課金が多額になった工区は、賦課最終年度が延びることもあります。
(ほ場整備事業の借入金は工区の責任で返済しております)
- 償還状況については繰上償還等により毎年数値が変動いたします。

※県営最上川地区ほ場整備事業

- 8-4堀野工区は令和2年度に賦課は終了しておりますが、それまでに納めて頂いた賦課金を償還金に充てております。
- 県営最上川地区ほ場整備事業でお借りしている償還金は元金のみの支払いになります。

※県営家根合地区ほ場整備事業

- 個人で一括繰上償還を希望される方は②欄をおおよその支払額の目安にして下さい。
(繰上償還申し込みは毎年7月31日まで)

※県営常万地区・県営西興野地区・県営狩川東部地区ほ場整備事業

- 当3地区は、事業実施中のため、繰上償還はできません。
- ②令和7年度定時償還後の借入残元金には令和7年度借入分を含んでおります。
- ③賦課最終年度(予定)は償還期限(最長)にしております。

令和7年分 土地改良区賦課金(是認)一覧

(単位:円)

科 目	工 区 等		10a当り賦課金	是認割合	10a当り是認額
一般賦課金	A1, A3	管 内 全 域	5,500	100.0%	5,500
維持管理賦課金	B1, B3	十 六 合 地 区	2,500	100.0%	2,500
//	C1, C3	家 根 合 地 区	2,500	100.0%	2,500
//	L1, L3	常 万 地 区	3,000	100.0%	3,000
県営ほ場整備事業賦課金	F2	家 根 合 地 区	4,200	100.0%	4,200
//	J1	常 万 地 区	3,500	100.0%	3,500
//	J2	西 興 野 地 区	4,000	100.0%	4,000
//	J3	狩 川 東 部 地 区	4,000	100.0%	4,000

*令和7年分農業所得の確定申告の際は、上記の土地改良区賦課金の是認額をご利用ください。

水・土・里ネット掲示板

こんなときは届出をしてください！

- ◎ 農地の権利移動（賃貸借契約及び解約・売買など）
- ◎ 組合員の方が亡くなられたとき
- ◎ 組合員の住所・電話番号の変更
- ◎ 経営移譲をされたとき

『組合員資格得喪通知書』

※賦課金は毎年4月1日現在までに届出（組合員資格得喪通知書）のあった土地面積に応じて負担して頂いております。

届出が遅れますと当事者間（貸手、借手）での清算となりますので御承知願います。

※賦課金とは、施設の維持管理費・運営事務費や事業の借入返済金などに充てるお金です。受益者は受益面積に応じて負担するというのが賦課金の仕組みです。

公共機関（市町村、農業委員会、法務局等）、農協等への手続きとは別に、土地改良区への届出（土地原簿の修正の為）が必要となります。

組合員資格得喪通知書					
下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。					
現資格者	氏名	京田川 太郎	印		
新資格者	氏名	最上川 一郎	印		
最上川土地改良区 理事長 田澤 伸一 殿					
1. 資格得喪対象の土地					
市・町	大字	字	地番	地目	用途
酒田市	木川	梵天	76	田	231
酒田市	木川	梵天	77	田	3,245

【届出用紙記入例】

- ◎ 田を転用する時
- ◎ 田を畠として利用する時
- ◎ 田が公共事業などで買収される時

『土地除外申請書』

※農地を地区除外される場合は、土地改良法の規定により土地改良区への申請と決済金の納付が義務づけられています。これらの手続きが行われないと、土地原簿から除外できない為、次年度以降も賦課金を支払うことになりますので注意してください。

ご注意ください！

滞納賦課金（未納金）は新組合員が負担

農地の権利移動（売買・耕作者等の変更）があった場合、その土地に滞納賦課金（未納金）があると土地改良法第42条第1項（権利義務の承継）の規定により、変更があった土地の新組合員に承継され、滞納賦課金（未納金）を支払わなければなりませんので注意してください。

賦課金を滞納（未納）されている組合員の方へ

賦課金の未納が多くなれば土地改良区の運営に支障をきたします。組合員間の公平性を確保する為、滞納組合員には財産の差押等による滞納処分を執行せざるを得ませんので、ご理解とご協力をお願いします。

※滞納処分とは、賦課金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている賦課金を強制的に徴収するため、その人の財産を差押え換価し、滞納になっている賦課金に充てて完納させる一連の手続を言います。

令和7年 最上川土地改良区地域連携活動の記録

最上川土地改良区では、地域との連携を強めるべく、毎年様々な活動を行っております。
令和7年度に行った様々な活動をご紹介いたします。



R7.9.22 庄内町立余目第一小学校（四年生）
家根合メダカの里米稻刈り体験

活動の記録

- R7.5.15 庄内町立余目第一小学校（四年生）
家根合メダカの里米田植え体験
- R7.9.22 庄内町立余目第一小学校（四年生）
家根合メダカの里米稻刈り体験
- R7.10.6 庄内町立余目第二小学校（四年生）
北楯頭首工見学
- R7.10.8 庄内町立余目第三小学校（四年生）
北楯頭首工見学
- R7.10.17 庄内町立余目第一小学校（四年生）
魚の学習会
- R7.11.14 庄内町立余目第四小学校（四年生）
講義・北楯頭首工見学

多面的機能支払交付金による取組事例

令和6年度より本区では「多面的機能支払交付金」の事務受託（組織の構成員として事務）を行っております。

【事業の実施状況】（令和7年11月1日現在）

維持共同活動：7件 長寿命化活動：25件

事例紹介

- 組織名 南口環境保全会
取組面積 5303a（田 5294a・畑 9a）
農業用施設 水路 17.8km 農道 4.9km
主な構成員 農業者・自治会等・JAあまるめ
最上川土地改良区

令和7年度長寿命化活動

- 概要 概要 経年劣化した水戻排水管の交換と水位調整器の据直しを行い、漏水による排水路溝畔の洗堀を防止し草刈り作業の安全を確保すると共に施設の長寿命化を図る。

*交換により発生した廃材は直営施工により運搬処理



他事業、他地区の情報を収集し、各組織に合った整備方法を提供します。

令和8年度採用 施設管理員募集

経験のある方・ない方問わず、元気な方の応募をお待ちしております！

募集人員：若干名
 応募資格：最上川土地改良区管内に在住で概ね67歳までの健康な方。
 勤務内容：水路看視業務及び揚排水機運転業務
 受付期間：令和8年1月30日（金）まで
 提出書類：履歴書、健康診断書（3か月以内に受診したもの）
 賃金：日額8,800円～（通勤手当あり）
 採用時期：令和8年4月中旬～令和8年9月中旬又は11月下旬
 問い合わせ：〒999-7781 東田川郡庄内町余目字上梵天塚15
 最上川土地改良区 総務課庶務係 Tel 0234（43）2255



水路への排雪



本区管理水路へ排雪することで、水路が塞き止められ、雪解け水が溢れだすなどの問題が毎年発生しています。

○水路への雪捨てをしない

溝畔内での洗浄

水路溝畔で農耕車等の洗浄をすると、土砂等が堆積し、草刈などの維持管理に支障となります。

○溝畔内での洗浄はしない



ご理解とご協力をお願い致します。

油漏れにご注意を!!

近年、本区管理水路への油流出事故が多発し、その処理に多大な労力を費やしております。排水路の水は下流のポンプで揚水され、再び農業用水として供給されます。これに油が混入し、作物が被害を受けた場合は補償問題にもなりかねません。また、油処理に掛かる費用は全額原因者負担となります。

車両等のオイル交換は所定の場所、方法で処理すること油タンクの保管場所や管理に十分な注意を払うことを行って頂きますようお願いします。



水利権の遵守について

【かんがい期間】

代掻期：4/21～5/10（20日間）

普通期：5/11～9/15

水田への水掛けは4/21～9/15までとなっております。営農状況に合わせた取水を心がけますが、用水の均等配分・維持管理用水の適切な使用を行うため、湛水直播に伴う早期代かき用水の対応や冬期湛水に備えるための水配分は出来ませんので、ご理解を頂きますようお願いします。

発行：最上川土地改良区

住所：山形県東田川郡庄内町余目字上梵天塚15

E-mail：info@mtsn-mogamigawa.jp

URL：https://www.mtsn-mogamigawa.jp

TEL【庶務係】0234-43-2255（代表）

【財務係】0234-43-2256

【会計係】0234-43-2258

【用排水係】0234-43-8885

【工務係】0234-43-8886

【地域支援室】0234-43-8922

FAX:0234-43-2257

ホームページ 配水状況

